

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	尼崎市 国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、国民年金事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

国民年金事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

尼崎市長

公表日

令和5年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	(1) 国民年金に関する事務 (2) 年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	市は、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 国民年金に関する事務 ① 国民年金資格届出(取得・喪失・住所変更・氏名変更)に関する事務 ② 国民年金保険料の免除に関する事務 ③ 国民年金給付請求に関する事務 ④ 福祉年金に関する事務・特別障害給付金に関する事務 ⑤ 障害基礎年金受給権者の定時届を取り扱う事務 (2) 年金生活者支援給付金に関する事務
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項 別表第一31の項、83の項及び96の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条及び第69条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健局 健康増進担当 国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 行政マネジメント部 公文書管理担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 保健局 健康増進担当 国保年金課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	文言関係	-	・組織名変更に伴い、部署名を変更した。 ・定期見直しに伴い、関連する日付を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成28年9月1日	定期的な評価書の見直し	-	(本市PIAガイドラインでは努力目標) しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成28年9月1日	法令関係	-	個人番号の利用に係る法令上の根拠に主務省令を追加した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年9月1日	定期的な評価書の見直し	-	(本市PIAガイドラインでは努力目標) しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成30年9月1日	定期的な評価書の見直し	-	(本市PIAガイドラインでは努力目標) しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年9月31日	文言関係	-	・組織名変更に伴い、部署名を変更した。 ・定期見直しに伴い、関連する日付を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年9月31日	定期的な評価書の見直し	-	(本市PIAガイドラインでは努力目標) しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年9月31日	IVリスク対策	-	本書の様式変更に伴い、リスク対策状況を新たに記載した。	事後	定期的見直しに合わせて様式変更に対応したため。
令和2年4月1日	定期的な評価書の見直し	-	(本市PIAガイドラインでは努力目標) しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和2年4月1日	定期的な評価書の見直し	-	(本市PIAガイドラインでは努力目標) しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和4年9月31日	I 関連情報－1. 特定個人情報を取り扱う事務－①事務の名称	国民年金に関する事務	(1) 国民年金に関する事務 (2) 年金生活者支援給付金に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和4年9月31日	I 関連情報－1. 特定個人情報を取り扱う事務－②事務の概要	市は、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報以下の国民年金事務で取り扱う。 ① 住民からの取得届、転入届に基づき、個人単位とする国民年金加入資格得喪情報等を補填し、世帯別者名簿を作成 ② 転居届、転出届、出国届等の届出又は職権に基づく被保険者名簿への住民記録情報の記載、消滅又は記載の修正・変更 ③ 被保険者の正確な記録を確保するための措置 ④ 保険料納付困難者等からの免除申請受付 ⑤ 高齢基礎年金ほか請求手続きに関する受付 ⑥ 年金事務所が実施する未納者対策に係る適用動員や免除動員に必要な情報提供 ⑦ 等項上届書等を日本年金機構への送付	市は、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報以下の事務で取り扱う。 (1) 国民年金に関する事務 ① 国民年金資格届出(取得・喪失・住所変更・姓各変更)に関する事務 ② 国民年金保険料の免除に関する事務 ③ 国民年金給付請求に関する事務 ④ 福祉年金に関する事務・特別障害給付金に関する事務 ⑤ 障害基礎年金受給権者の定時届を取り扱う事務 (2) 年金生活者支援給付金に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和4年9月31日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 第31項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	(1) 番号法第9条第1項 別表第一の項、83の項及び96の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条及び第99条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和4年9月31日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 情報化推進担当 情報公開・統計担当	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 行政事務部 公文書管理担当	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和4年9月31日	II しい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和4年9月31日	II しい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和4年9月31日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署	総務局 市民サービス部 国保年金課	保健局 健康増進担当 国保年金課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和5年9月31日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 行政事務部 公文書管理担当	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 行政マネジメント部 公文書管理担当	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和5年9月31日	I 関連情報－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ－連絡先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 市民サービス部 国保年金課	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 保健局 健康増進担当 国保年金課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和5年9月31日	II しい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和5年9月31日	II しい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断に変更がなかったため。